**介護保険サービス事業所に対する実地指導結果**

**（令和３年度）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長野県諏訪保健福祉事務所福祉課

**（１） 実地指導の状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス事業別 | 対象数（Ａ） | 実施数（Ｂ） | 実施割合（Ｂ／Ａ） |
| 訪問介護 | 53 | 19 | 35.8％ |
| 訪問入浴介護 | 5 | 1 | 20.0％ |
| 訪問看護 | 11 | 2 | 18.2％ |
| 通所介護 | 29 | 6 | 20.7％ |
| 福祉用具貸与 | 10 | 1 | 10.0％ |
| 特定福祉用具販売 | 10 | 1 | 10.0％ |
| 合　　　計 | 118 | 30 | 25.4％ |

 ＊対象数は令和３年４月１日現在（休止事業所を除く）

＊対象事業者は諏訪保健福祉事務所管内（岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・

　富士見町・原村）

**（２） 実地指導の結果**

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　主 な 指 摘 事 項（口頭指導含む）　　　　　　　　　　　　 | 　　件　数　　 |
| 介護サービス計画等の作成が不十分 | 10件 |
| 報酬・各種加算の算定誤り、不備 | 2件 |
| 人員基準に基づく必要な勤務体制の確保等が不十分 | 10件 |
| その他 | 16件 |
| 　　　　　　　　　　合　　　　　　計　　　　　　　　　　 | 38件 |

**（３） 主な指導事例**

**＜指定訪問介護＞**

○ 訪問介護計画の作成等の不備

訪問介護計画が作成されていない事例、居宅サービス計画に沿った内容であるか確認できない事例がありました。

サービス提供責任者は、利用者の日常生活の状況や希望を踏まえて目標を設定し、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成する必要があります。

また、訪問介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画の内容に沿ったものとし、必要に応じて計画の変更を行うこととされています。

〇アセスメント・モニタリングの不備

　アセスメントやモニタリングを行っていない又は行っているが記録していない事例がありました。

　訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にすることとされています。

　また、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更を行ってください。

○ 勤務体制の確保等の不備

指定訪問介護事業所ごとに適正な勤務表が作成されていない事例がありました。

利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、従事者の日々の勤務時間、勤務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にした月ごとの勤務表を作成する必要があります。

特に併設の有料老人ホーム等の職員と兼務している場合は、それぞれの事業所毎に勤務体制を明確に区分した勤務表を作成してください。

訪問介護員が常勤換算で2.5人以上いるか、管理者やサービス提供責任者が常勤で配置されているか等を毎月確認していただくためにも、月ごとの勤務表の作成をお願いします。

○ 各種加算の算定誤り

　特定事業所加算を算定するに当たっては、サービス提供責任者が当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けることが要件でありますが、この要件が満たされているか確認できない事例がありました。また、当該指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を１年以内ごとに１回実施することとなっていますが、実施していない事例がありました。また、人材要件では、前年度（３月を除く）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて要件を満たしているか確認をする必要がありますが、確認をしていない事例がありました。

　加算の算定要件を満たしているかどうか、事業所での定期的な確認をお願いします。

**＜指定通所介護＞**

○非常災害対策

定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならないとされていますが、消火訓練が実施されていない事例がありました。

○定員の遵守

災害その他のやむを得ない事情がある場合を除いて利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならないとされていますが、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っている事例がありました。